



善通寺市男女共同参画プラン

ダイジェスト版

プランの策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する」とされています。

善通寺市では

平成4(1992)年、すべての人間は、生まれながらにして自由で尊厳と権利は平等であり、市民一人ひとりがお互いを理解し、人権意識の高揚に努め差別のない社会の実現を目指し、「人権尊重都市宣言」をしました。

平成22(2010)年には、各分野の人権課題の解決に向け、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を明らかにした「善通寺市人権教育・啓発の基本指針」を策定しました。

また、同年に策定した「第5次善通寺市総合計画」では「男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画することができるよう、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進める」こととしており、その取り組みを推進するため善通寺市男女共同参画プランを策定しました。

プランの基本理念

男女共同参画社会を実現するためには

1. 男女の人権の尊重
2. 性別による役割分担意識に基づく制度、慣行の見直し
3. 市政はもとより、企業、団体などの政策・方針決定の場において、男女が対等な構成員として参画する機会の確保
4. 性別にかかわらず互いを認め、協力しながら、責任を分かち合い、家庭や職場をはじめとする社会における活動等を両立して行うことのできる環境の整備

プランの位置づけ

- 男女共同参画社会基本法で定める「市町村男女共同参画計画」に位置付けます。
- 「第5次善通寺市総合計画」をはじめ、市が策定した他の計画との整合性を図ります。

プランの期間 平成 25 (2013) 年度 → 平成 32 (2020) 年度

◆ 施 策 体 系 ◆

	基本目標	重点プラン
I	男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し 2 子どものころからの男女共同参画の理解の促進
II	あらゆる分野における男女共同参画の推進	3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 4 男女の仕事と生活の調和を実現できる環境づくり 5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保 6 地域活動における男女共同参画の促進
III	男女がともに安心して暮らせる環境づくり	7 男女共同参画を阻害する暴力等への取り組み 8 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援 9 すべての人が安心して暮らせる条件の整備

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点プラン1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

- ◆ 家庭・地域・職場などにおいて、性別にかかわらず互いを認め合い、協力しながら責任を分かち合うとともに、それぞれの個性と能力を発揮する気運の醸成を図ります。
(1)広報・啓発活動の推進 (2)男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

重点プラン2 子どものころからの男女共同参画の理解の促進

- ◆ 一人ひとりが性別にとらわれず、個性と能力を十分発揮できる社会を実現するためには、子どものころから男女共同参画についての意識をはぐくむことが必要で、学校運営などの現状を点検したうえで、家庭や地域と連携して男女共同参画についての教育、学習の推進に努めます。
(1)学校教育の充実 (2)社会教育の充実 (3)教育・保育関係者の意識啓発

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点プラン3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

- ◆ 少子化が進行する中、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を築くためには、性別にかかわらず、有為な人材を活用していくことが重要であり、様々な組織の運営に当たっては、男女を問わず積極的に参画できるよう能力に応じた登用とその働きかけを行うとともに人材の養成に努めます。
(1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進
(2)人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供



重点プラン4 男女の仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

- ◆ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた生活は、社会的責任を果たすとともに、家族と安心して暮らすうえで重要なことであり、働く女性が増える中、男女がともに自分らしい豊かな人生を送るため、固定的な性別役割分担意識を解消し、仕事、家庭、地域などそれぞれの場面で役割を果たせるよう、環境の整備を図ります。
(1)仕事と生活の調和の実現 (2)地域における子育てや介護支援の充実

重点プラン5 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

- ◆ 女性の就業率では29歳までは上昇し、結婚、出産、子育て期に就業をやむを得ず中断する30歳代で一時的に低くなるM字カーブを描いています。雇用等において男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、性別にかかわらず、能力を十分に発揮でき、働き続けやすい職場環境の整備を企業に広報、啓発を行います。
(1)雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
(2)働く男女の健康管理対策の推進
(3)多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備

重点プラン6 地域活動における男女共同参画の促進

- ◆ 地域の生活活動を市民自ら解決することは地域づくりの原点で、責任ある立場は男性が担うといったこれまでの意識・活動のあり方を見直し、男女共同参画の視点からすべての人が多様な意見を出し合い、協力する意識を持つよう働きかけます。
(1)地域活動における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

重点プラン7 男女共同参画を阻害する暴力等への取り組み

- ◆ 配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など女性への精神面においても重大な危害を与える犯罪であり、あらゆる暴力の根絶に向けて、社会的気運の醸成に努めるとともに、表面化していない被害を早期発見に向け、市民自らの意識向上と被害者自身が安心して安全に相談できる体制への取り組みに努めます。

- (1)女性への暴力を根絶するための基盤づくり
- (2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- (3)子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進
- (4)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進



重点プラン8 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

- ◆ 女性には妊娠、出産期など女性特有のライフステージに応じた健康管理が重要で、加えて出産後も継続して働き続ける女性が増加していることから、安心して産み育てる環境整備を支援します。また、この時期特有のメンタルヘルスへの対応を企業とともに取り組む必要があります。

- (1)生涯を通じた女性の健康支援
- (2)妊娠や出産期における心身及び健康の保持増進のための支援
- (3)健康をおびやかす問題への対策の推進



重点プラン9 すべての人が安心して暮らせる条件の整備

- ◆ 地域において、支援を必要とする高齢者や障がい者、さらに同和地域等の女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人たちが住み慣れた地域社会の中で、安全に安心して暮らせるよう、地域で支え合う仕組みを充実するとともに環境を整備します。

- (1)高齢者や障がい者が安心して暮らせる条件の整備
- (2)人権課題への配慮を必要とする女性への支援



プランの推進体制

- ◆ 善通寺市人権政策審議会の機能発揮
男女共同参画の効果的な推進には、外部機関として条例に基づき設置された審議会の役割が重要です。善通寺市が実施する男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について評価・提言を行うため、善通寺市人権政策審議会の機能が十分に発揮されることが求められます。

目標とする指標

- ◆ 男女共同参画プランを実効性のあるものとして着実な推進を図るため、男女共同参画推進にかかる指標を設定します。



男女共同参画の推進に関するキーワード

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的に推進することを目的として、平成11（1999）年6月23日法律第78号として、公布、施行された。



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

市民誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。



善通寺市人権教育・啓発の基本指針

国や県では、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、それに基づき総合的かつ計画的に推進している。本市では、行政・学校・関係機関の連携を図りながら、現状に即した人権教育及び人権啓発の推進、分野別の人権施策の推進など、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を示している。

香川県善通寺市市民部人権課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

TEL：0877-63-6311 FAX：0877-63-6391

URL：http://www.city.zentsuji.kagawa.jp/

平成25年3月発行